

## 定例監査結果報告

### 1 監査の種別

定例監査（工事）

### 2 監査の対象

環境局，経済局，泉区役所

### 3 監査の期間

令和元年7月9日から令和元年11月18日まで

### 4 監査の範囲及び方法

今回の工事監査は，平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に施行している工事及び委託308件，232億7,013万円のうち，66件，131億9,940万円を抽出し，関係書類及び施工現場を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 5 監査の結果

工事及び委託については，一部に改善を必要とする事例が見られたが，おおむね適正に施行されていると認める。

改善を要する事例は，次のとおりである。

#### (1) 設計金額の算定について

「建築保全業務積算基準 平成25年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）」では，吸収冷温水機のシーズンイン，シーズンオフ及びシーズンオン点検にかかる人件費の積算について，同種の機器が複数設置されている場合は，保全技術補の歩掛（人）は2台目を10%低減して算定することが定められている。

ところが，泉区総務課では，仙台市泉区役所本庁舎冷温水発生装置保守点検業務委託において，吸収冷温水機のシーズンイン，シーズンオフ及びシーズンオン点検にかかる人件費の積算に際し，同機器が2台設置されているにもかかわらず，保全技術補の2台目分の歩掛（人）を低減しなかったため，設計金額が過大となっていたところ，業者の見積額が当該過大な設計金額以下で適正な設計金額を超えていたため，結果として，適正な設計金額を上回る金額で契約していた事例が見られた。

保守業務の機器点検の積算に当たっては、「建築保全業務積算基準」に基づき、歩掛（人）を適正に適用し人件費を算出する必要がある。

（泉区役所）